

# ペット受け入れのための避難所等運営 ガイドライン



香川県健康福祉部生活衛生課

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットについては、動物愛護だけでなく、被災者の心のケア、被災動物の野生化による危害防止の面からも、同行避難（※）することが合理的であると考えられるようになってきています。この考えに基づいて、平成25年6月に、環境省から各自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が示されました。

本県では、『香川県地域防災計画』や、市町それぞれの『地域防災計画』の中で、災害が発生したときにペットとの同行避難を動物の災害対策の基本として位置づけ、災害時におけるペット対策を進めており、飼い主に対しては、「あなたとペットの災害対策ハンドブック」で、災害発生時に円滑な同行避難が実施できるよう、十分な準備を行うことや、動物が地域の一員として受け入れられるよう、地域社会との円滑なコミュニケーションを行うことを啓発しています。

この度、市町などの避難所設置主体、自治会等が、同行避難者の受け入れ体制の整備を検討する際の参考にさせていただくために、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を取りまとめました。本ガイドラインを活用いただき、同行避難者の受け入れ体制の整備が推進されることを期待しています。

なお、ガイドラインは基本的な考え方を示したものであり、ペットの受け入れは災害の種類、被害の大きさ、被災者数、地域性などによって条件が異なりますので、各避難所等でその場の状況に応じて柔軟性のある対応をお願いします。

#### ※同行避難とは

○災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

平成26年12月  
香川県健康福祉部生活衛生課



# 目 次

- 1 平常時の対策・・・・・・・・・・・・・1 P
  - (1) 避難所でのペット受け入れの検討
  - (2) ペットの飼育場所の設置の検討
  - (3) 基本的な飼育管理方法の作成
  - (4) 飼い主・住民への周知・啓発
  
- 2 災害発生時のペットの受け入れ・・・・・・・・7 P
  - (1) 同行避難者の誘導
  - (2) ペット同行避難者の届出
  - (3) ペット飼養名簿の作成
  
- 3 避難所における動物の管理・・・・・・・・9 P
  - (1) ペットの飼養管理
  - (2) 避難所住民への情報提供
  - (3) トラブル発生の防止と対応
  
- 4 被災動物救護活動について・・・・・・・・12 P
  - (1) 香川県物救援本部
  - (2) 香川県における被災動物救護活動
  - (3) 被災動物救護活動に関する情報収集・発信
  
- 5 参考資料・・・・・・・・・・・・・15 P

# ～人と動物が安心できる「今」のために～

## 1 平常時の対策

(フロー図は6ページにあります。)

災害は、いつ発生するかわかりません。平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。

### (1) 避難所でのペット受け入れの検討

ペットの受け入れが可能かどうかは、避難所の設置場所や規模、避難所の構造・設備等避難所ごとに異なります。広い敷地や複数の建物がある避難所であれば、ペットの受け入れも容易ですが、小規模な避難所などでは受け入れが困難な場合があります。

ペットの同行避難者の受け入れができない避難所では、混乱を避けるため、近くにペットの飼育が可能な代替場所がないか検討しておきましょう。(日頃から、避難所におけるペットの同行避難の可否に関する周知を徹底したり、避難訓練の内容に盛り込んだり、など事前の対策が重要です。)



### (2) ペットの飼育場所の設置の検討

避難所で生活する人の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいます。また、ペットの鳴き声や臭いは、避難者間のトラブルの原因となります。避難所でのトラブルの発生の防止のためにも、ペットの飼育場所の設置には次のことに考慮する必要があります。

- ・ 避難者の居室と隔離した場所
- ・ 避難者の動線と重ならない場所
- ・ 可能な限り屋内の場所
- ・ 必要に応じて、動物種ごとに飼育場所を分離

### ① 屋内に飼育場所を設置する場合（設置例1）

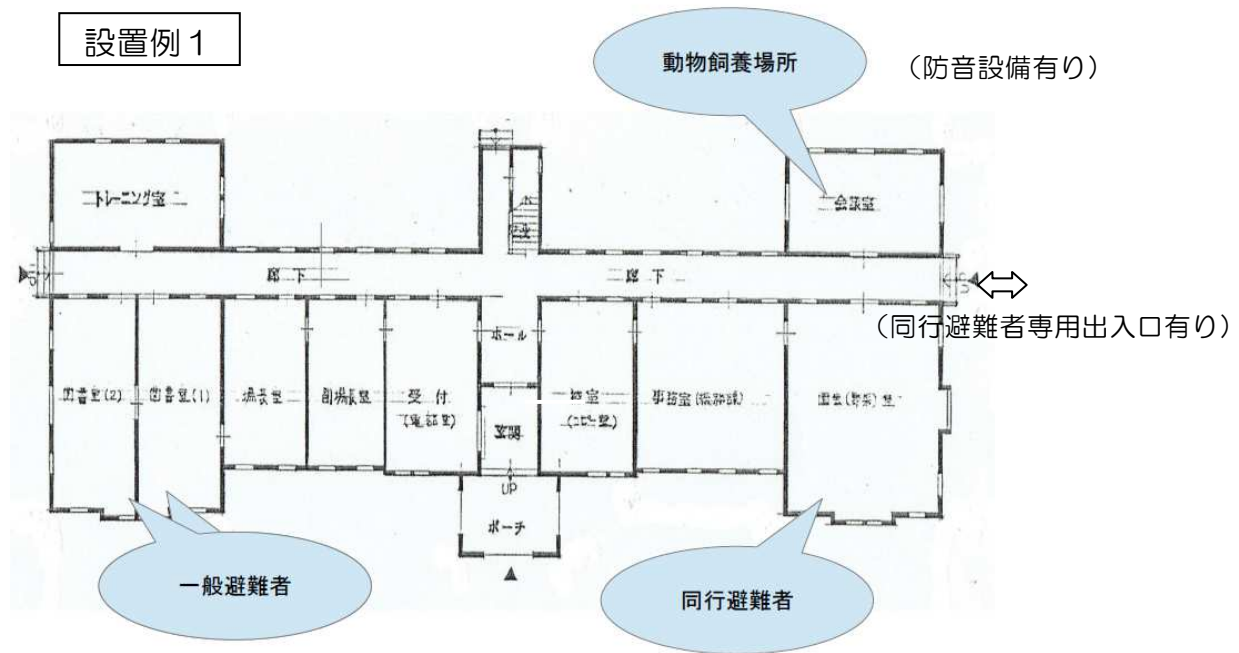
鳴き声や臭いに十分配慮した上で、飼育場所を設置しましょう。屋内で飼育する場合は、ケージを使用した飼育管理が原則です。

音楽室のように防音設備のある部屋や、体育館の倉庫などの活用も考えてみましょう。



#### 【留意点】

- ・ 同行避難者（飼育者）は動物の近く
- ・ 非飼育者は動物の遠く
- ・ 鳴き声・臭い等の苦情を考慮





## ② 屋外に飼育場所を設置する場合（設置例2）

通路や施設の入り口など人通りの多い場所は動物が興奮しやすいので避けて設置しましょう。また、動物が適正に飼育管理されるように水道設備などの近辺に設置したり、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所を選定するのが良いでしょう。

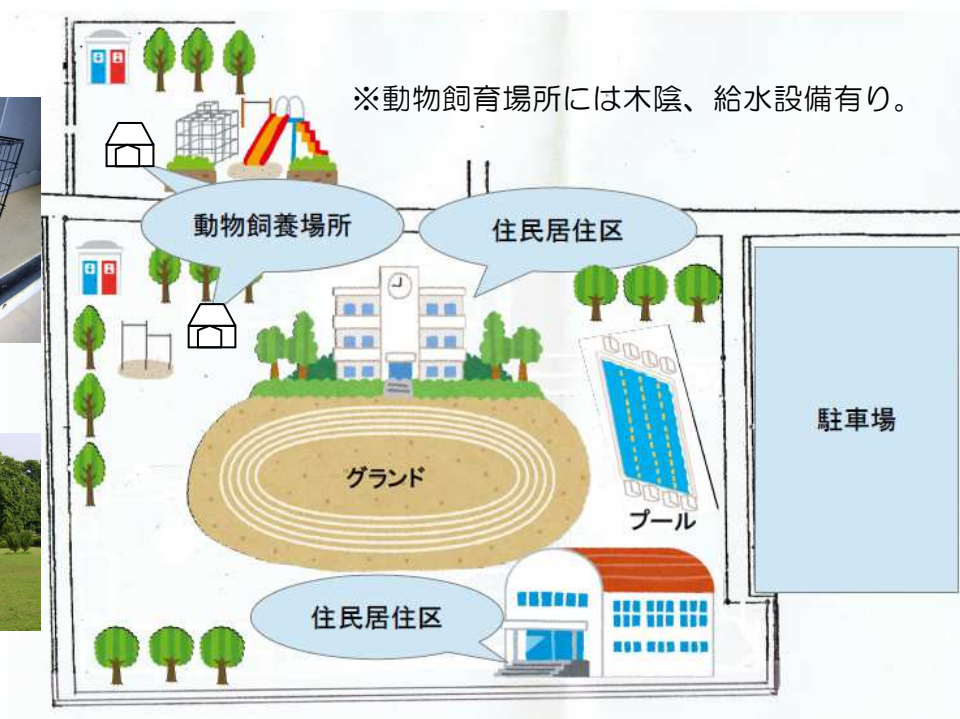


屋外で飼育する場合も、屋内同様にケージを使用した飼育管理が原則ですが、やむを得ずつないで飼育する場合は、鉄棒などの遊具を利用することもできます。

### 【留意点】

- ・ テント、ケージ等の設置場所を給水設備の近くや木陰のある場所に設置
- ・ 気候の影響を受けやすいので、動物の体調管理には注意が必要

設置例2



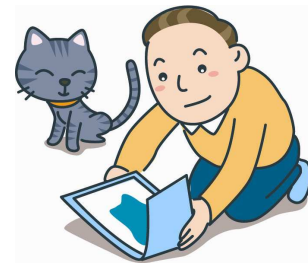
### (3) 基本的な飼育管理方法の作成

避難所にいるペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって行うことが原則です。

避難所でのペットによる人への危害の防止や環境衛生の維持のため、基本的な飼育管理のルールについては、飼い主が責任を持って行うよう、あらかじめ避難所の設置者や責任者を中心として作成しておきましょう。

#### ○ 避難所の設置者や責任者においてあらかじめ決めておきたいルール

- ・ペットの散歩の方法やその時間帯、コース
- ・ペットへのエサの与え方
- ・ブラッシング等トリミング場所の指定
- ・糞尿等の汚物の処理方法
- ・ペット関係用品の保管場所
- ・トラブル発生時の責任者への報告方法



など

### (4) 飼い主・住民への啓発・周知

#### ① ペットとの同行避難のための飼い主への啓発

スムーズなペットとの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペットとともに生活するためには、飼い主さんが十分な準備をしておく必要があります。

日頃から、市町発行物や回覧物などで、ペットの飼い主に対してペットの災害対策を講じておくよう啓発しておきましょう。

#### <ペットの災害対策のための主な準備>

- 所有者明示をしておくこと (あなたとペットの災害対策ハンドブック P5)  
迷子札や、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど
- 基本的なしつけをしておくこと (ハンドブック P6)  
ケージやキャリーバックでの生活に、日頃から慣れさせておく
- ペットの健康管理をきちんと行っておくこと (ハンドブック P7)  
狂犬病予防注射や感染症予防のワクチンの接種、不妊去勢手術の実施など  
動物手帳やカードに記録しておくことと便利です。
- ペットの飼育場所の安全を確認しておくこと (ハンドブック P8)  
小屋やケージ、鎖やリードの強度の確認
- ペットに必要な物資を備えておくこと (ハンドブック P9、10)  
エサ・水、ペット用薬、ケージやリード、トイレ用品、タオルなど

## ② ペット受け入れ避難所の周知

ペットの受け入れが可能な避難所を選定したら、住民に周知しておきましょう（参考例1）。そうすることで、ペットの飼い主が同行避難をする場合に、どの避難所に向かえば良いのかが分かり、結果としてペットの受け入れができない避難所にペットを連れた避難者が集まるなどの混乱を避けることができます。ペット同行者専用避難所とそれ以外の避難所が設定できれば理想的かもしれませんが。

なお、平常時のペットの災害対策や避難所でのペットの基本的な飼育管理のルールについても併せて周知しておきましょう。

避難訓練の際に、ペットとの同行避難を想定して訓練するとさらに効果的です。

### ＜ペット受け入れ避難所の周知チラシ 例＞

（参考例1）

#### ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです

〇〇町で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることができる避難所は次のとおりです。  
日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住所	電話
〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇
××避難所	×××××	××××-××××
△△避難所	△△△△△	△△△△-△△△△
□□避難所	□□□□□	□□□□-□□□□
▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲-▲▲▲▲
■■避難所	■■ ■■ ■■	■ ■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■

※ トラやライオンなどの危険な動物は受け入れられません。



これらの避難所でも、ペットと生活するためには、**飼い主さん自身で十分な準備をしていただく必要があります。**  
ペットケージやリード、ペットフードやトイレ用品の準備をお願いします。  
また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についてもよろしくをお願いします。

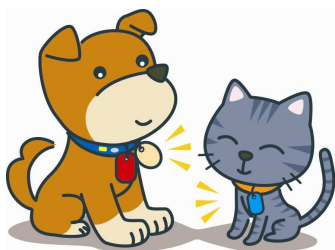
基本的な飼育管理ルールは、裏面にあります。

#### 避難所でのペット飼育の基本的ルール

- 1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。  
原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことは出来ません。また、ペット飼育場所以外での飼育管理は行わないでください。
- 2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。  
通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。
  - ① ペットのエサやり
  - ② ペットの散歩
  - ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など
- 3 **トラブルの発生防止に努めてください。**  
ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。  
また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。

**あなたのペットが、避難所の癒しの存在となるように、ご協力をお願いします。**





## ＜平常時の対策の流れ＞

どの避難所がペット受け入れ可能かの検討

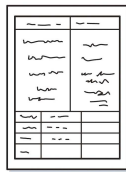
ペットの飼育場所の設置

シミュレーション

(どれくらいの動物が避難してくるか)  
(どれくらいの備蓄が必要か など)



基本的な飼養管理方法の作成



飼い主・住民への啓発・周知

(参考例 1)

**ペット受け入れ可能 避難所のお知らせです**

〇〇町で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが出来る避難所は次のとおりです。  
印欄から、避難場所などを確認しておきましょう。

避難所名	目 所	電 話
〇〇避難所	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇
×××避難所	××××××	××××××-××××
△△△避難所	△△△△△△	△△△△△△-△△△△
□□□避難所	□□□□□□	□□□□□□-□□□□
▲▲▲避難所	▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲-▲▲▲▲
●●●避難所	●●●●●●	●●●●●●-●●●●

※ ドラワイオンなどの可燃物類は受け入れられません。

これらの避難所でも、ペットと生活するための、**飼い主さん自身の準備が必須**です。  
ペットフードやペットグッズ、トイレ用品の準備をお願いします。  
また、避難所ごとの**飼育管理のルール**についてもよくお読みください。

**避難所でのペット飼育の基本的ルール**

- 1 ペットの飼育は、飼い主さんの責任で行ってください。**  
避難所として、住居の個室には、ペットを飼育することは出来ません。また、ペット飼育場所以外の飼育管理は行わないでください。
- 2 ペットの飼育は飼い主さんの責任で実施してください。**  
通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な実施方法は次のとおりです。  
① ペットのエサやり  
② ペットの散歩  
③ 避難所内の衛生管理や糞尿の処理 など
- 3 トラブルの発生防止に努めてください。**  
ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。  
また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。

**飼育中のペットが、避難所の規則の印刷品に当たらずに、ご協力をお願いします。**

※ 各自治体の避難所管理マニュアルは、避難所にあります。

避難訓練の実施

検証

見直し



# ～人と動物の災害発生時のために～

## 2 災害発生時のペットの受け入れ

(フロー図は次のページにあります。)

### (1) ペット同行避難者の専用窓口への誘導と飼育場所の設置

災害発生時に避難者がペットと同行避難をしてきた場合、ほかの避難者への危害を防止する観点から、ペット同行避難者専用の受付窓口と飼育場所を設置し、そちらへ誘導するようにしましょう。

また、同行してきたペットについて、飼い主からペットに関する情報を聞き取り、受け入れに問題ないと判断されるまで、動物の飼育場所へ連れて行くことは避けましょう。

### (2) ペット同行避難者の届出

飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営やトラブル発生防止のために重要です。

動物の飼育状況の把握のためにも、避難所での受付時に、飼い主にペットの状況について届出をしてもらいましょう(参考様式1)。また、その際には、避難所での動物飼育管理のルールを周知しましょう。

届出により、受入可能な動物であれば、ペット个体識別票を渡して、ペットケージなどに貼り付けてもらい、さらにペットにも迷子札などの所有者明示を施し、避難所での飼育管理に役立てましょう。

### (3) ペット飼育名簿や飼育当番表の作成

避難所責任者等は、円滑な避難所運営と、トラブル発生時の迅速な対応のため、飼い主の届出をもとに動物の飼育状況について、名簿にまとめておきましょう(参考様式2)。また、飼い主同士でペットの世話ができるよう、ペット飼育当番表(参考様式3)があると避難者同士のコミュニケーションにも役立ちます。

(参考様式1)

(飼い主記入欄：太枠の中を記入してください。)

飼い主の情報	氏名		
	住所		電話
動物の情報	動物の種類		品種
	動物の名前		性別 オス・メス
	特徴(毛色等)		体格
	疾病の有無	有・無	疾病名
	ワクチン接種	・接種(ワクチン名： ・未接種 ・不明             )	
	不妊手術済否	実施	未実施
犬の場合	狂犬病予防注射	鑑札番号	注射済票番号
	接種済み・未接種		
マイクロチップ	有・無	個体識別番号	
特記事項			
受付窓口記入欄			
避難所名		整理番号	
入所年月日		退所年月日	

(参考様式2)

番号	入所日	退所日	飼育者(住所等)	動物種	ペットの名称	性別	体格	毛色	その他
1	HOO O	HOO △	〇〇〇〇 (〇〇〇〇)	犬	〇〇〇	オス	中	茶	自宅に帰宅
2	HOO O		△△△△ (△△△△)	猫	△△	メス	小	黒	
3	HOO △		×××× (××××)	犬	×××	メス	大	白	
4									
5									
6									
7									
8									
9									



### 3 避難所における動物の管理

#### (1) ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任で実行するものです。

ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう、あらかじめ、ペットの世話の当番表やチェックシートの作成を検討しておきましょう。



#### チェックシートに記載する必要物資の例

- ペットフード、水（動物種ごと・年齢ごと・療法食等別ごとなど）
- 動物用医薬品等
- 首輪、リード等、食器
- トイレ用品（ペットシート、猫砂、ペーパースコップなど）
- その他（タオル、新聞紙、ブラシ、洗濯ネット、ビニール袋など）

(参考様式3)

〇〇避難所ペット飼育管理等当番表						
_____年____月						
係 日	給水係	清掃係	保健係	連絡係	係	係
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

## (2) 避難所での避難者への情報提供

避難所でのペットの飼育状況について、その避難所での避難者への情報提供を行いましょう。特に、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくとともに、ペットにもストレスがかかっていることなどから、避難者への危害防止のため、動物に安易に近づかないように、掲示板での貼り紙やチラシ、回覧板などで啓発しておきましょう。

### <ペット受け入れ避難所の掲示物の例>

(参考例 2)


### 〇〇避難所の皆さまへ

〇〇避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

飼育場所の地図

ペットもストレスにより不安を感じています。

飼い主さん以外の人がむやみに近づかないようにしてください。



〇〇避難所でのペット飼育についての代表者は次の人です。


飼育代表者：〇〇 〇〇

〇 飼い主の方へ

避難所は、共同生活の場です。周りの人の迷惑にならないように、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。

〇 飼い主以外の方へ

ペットも災害を生き延びた命です。飼い主さんが責任をもって世話していますので、あたたかい目で見守ってあげましょう。



〇 ペットに関する相談

ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難所責任者にお知らせください。

飼育代表者：〇〇 〇〇  
避難所責任者：△△ △△

(参考例 3)

### ペットの飼い主の皆様へ！

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆様は、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① 避難所設置責任者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは指定された場所で、ケージ(檻)などの中に入れるか、同じく指定された場所で、リードなどにつないで飼ってください。
- ③ 飼育場所や施設は、飼い主さん自らが常に清潔にし、必要に応じて消毒を行なってください。
- ④ ペットを体育館や校舎等の避難所居住スペースへ入れないでください。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスや興奮から、普段考えられない行動をすることがありますので、逃げ出したりしないように十分注意しましょう。
- ⑥ ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努めてください。
- ⑦ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行なってください。
- ⑧ エサを与えた後はその部屋きれいに片付けて、衛生害虫などが発生しないようにしましょう。
- ⑨ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑩ 運動やブラッシングは、必ず屋外の決められた場所で行なってください。
- ⑪ 他の避難者などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者まで連絡してください。

〇〇災害対策本部  
〇〇避難所設置者  
〇〇〇〇〇〇〇



### (3) トラブル発生の防止と対応

避難所での動物飼育に伴うトラブルの発生防止やその解決のため、飼い主の中から動物飼育管理に関するペットグループの代表者を指定しましょう。

原則としてトラブルの解決は、個人で対応せず、グループ全体の責任で対応するようにしましょう。また、重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所責任者等と協議して対応することとし、その対応状況と結果については、その避難所の避難者全体に周知するように努めましょう。



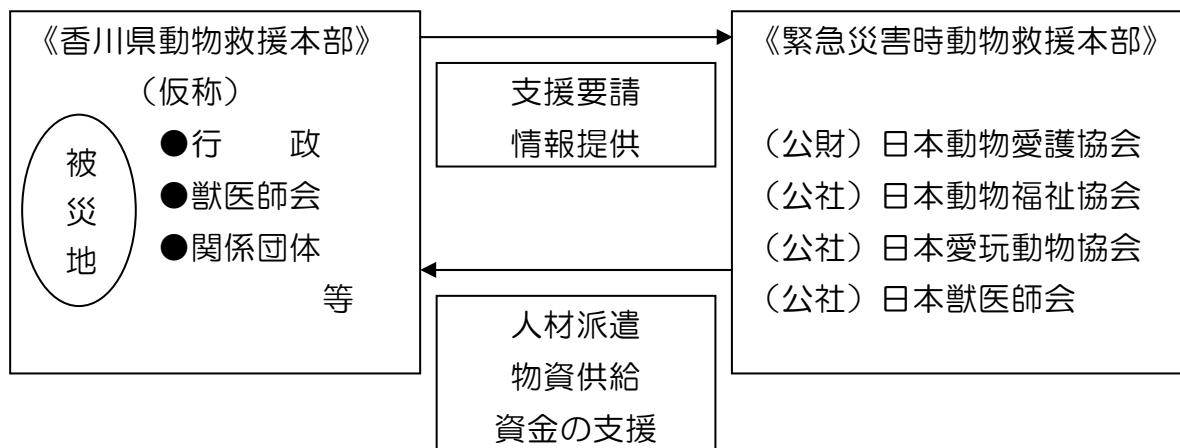
## 4 被災動物救護活動について


### (1) 香川県動物救援本部

災害発生時には、県を中心とした行政や動物関係団体等が「香川県動物救援本部」（仮称）を設置し、災害時における動物の救護活動に関する協定を締結している公益社団法人香川県獣医師会や学校法人穴吹学園を中心として、動物愛護推進員やボランティア等と協力して緊急的な動物救護活動を開始することになります。

一方、即応的な組織として、動物愛護に携わる公益法人4団体（公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本獣医師会）で組織している「緊急災害時動物救援本部」が、被災地の都道府県等行政の要請により「被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与及び救援活動を円滑に実施するための政府、都道府県等関係行政機関との連携・協力及び連絡調整等」を行い、現地救援本部等、被災地の自治体等を支援します。

#### <緊急災害時動物救援本部活動>



	<b>緊急災害時動物救援本部</b>
	事務局 公益財団法人日本動物愛護協会内
	Address : 〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階
<b>どうぶつ 救援本部</b>	Mail : support@doubutsukyuen.org
	(公財)日本動物愛護協会 (公社)日本動物福祉協会 (公社)日本愛玩動物協会 (公社)日本獣医師会

## (2) 香川県における被災動物救護活動

県内で大規模な災害が発生した場合に、動物による人への危害防止、動物の愛護及び管理のために行う動物の救護活動等を円滑に実施するため、県、市町、関係団体等の役割分担が必要です。

県は、被災動物の救護のため、次の役割を担っています。

### 香川県の役割

- ① 各避難所への物資の配分や獣医師等の派遣について、国、緊急災害時動物救援本部及び公益社団法人香川県獣医師会などの関係団体と連絡調整
- ② 避難所での動物の飼育管理に関する支援を行うボランティア等の手配



市町は、県と協働して被災動物の救護を実施するとともに、次の役割を担っています。

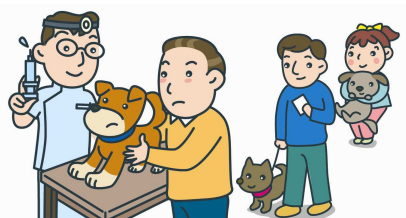
### 市町の役割

- ① 避難所等における飼い主とともに同行避難してきたペットの飼育場所の確保
- ② 日頃からのペット同行避難訓練
- ③ 香川県動物救援本部（仮称）への避難所等におけるペット飼育状況の情報提供と活動支援の実施



また、避難所における被災動物の救護活動等を円滑に実施するため、公益社団法人香川県獣医師会及び学校法人穴吹学園（穴吹動物看護カレッジ）と香川県の間で、災害時における被災動物の救護活動及びその支援に係る協定を締結しています。

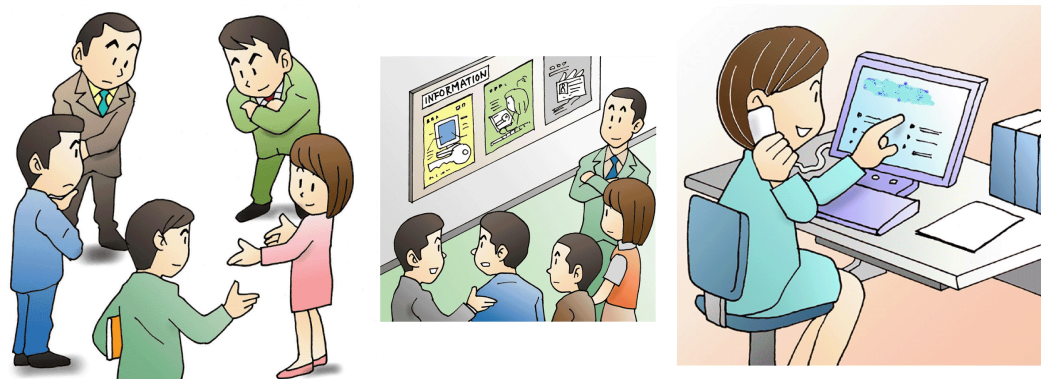
この協定に基づく被災動物の救護活動の具体的な内容としては、避難所へ獣医師などの専門家を派遣し、動物の健康管理を実施したり、傷病動物の治療を行う獣医療の提供や、避難所での動物の飼育管理に関する相談・助言を行うこと、動物用医薬品をはじめとした物資を提供することを想定しています。



### (3) 被災動物救護活動に関する情報収集・発信

国や県、関係団体が実施する被災動物救護活動が円滑かつ効果的に実施されるには、動物の飼育状況に関する情報や飼い主への情報発信が不可欠となります。

このような情報収集・発信については、避難所の責任者が、被災動物救護活動に関する情報を住民に周知するとともに、避難所ごとの動物の飼育状況や動物救護活動についての要望などを取りまとめ、被災動物救護活動の調整役である香川県動物救援本部（仮称）に、情報を提供してください。



また、災害発生時には、逸走して飼い主とはぐれた動物や所有者の分からない動物が多数発生することが予測されます。このような動物を速やかに保護し、飼い主へ返還するためにも、避難所責任者は、飼い主から聴き取った逸走動物の情報や、放浪している動物の目撃情報を香川県に報告するとともに、被災動物救護活動に伴って保護された動物の情報を避難所に掲示板を作成するなど、情報提供をお願いします。

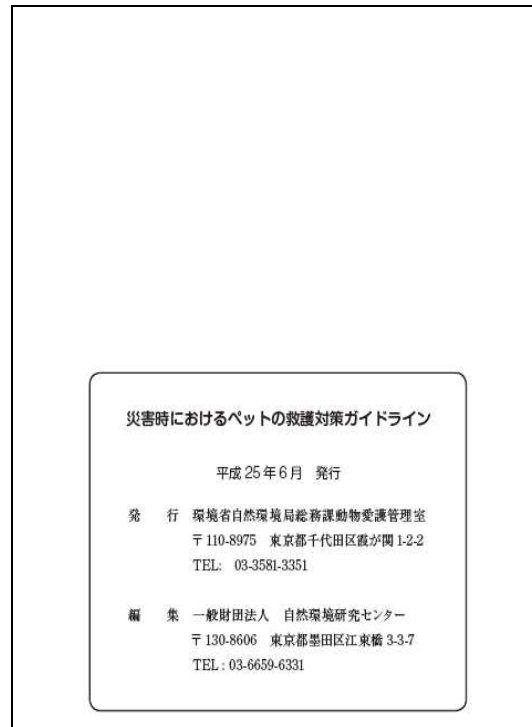
#### ● 被災動物救護活動等に関する連絡先

機 関 名	連 絡 先	住 所
香川県健康福祉部生活衛生課	087-832-3179	高松市番町四丁目 1 番 10 号
小豆総合事務所衛生課	0879-62-1374	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5
東讃保健福祉事務所衛生課	0879-29-8272	さぬき市津田町津田 930-2
中讃保健福祉事務所衛生課	0877-24-9964	丸亀市土器町東八丁目 526
西讃保健福祉事務所衛生課	0875-25-4383	観音寺市坂本町七丁目 3-18

## 5 参考資料

### (1) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h2506.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html))





## (2) あなたとペットの災害対策ハンドブック

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h2506.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html))

### あなたとペットの災害対策ハンドブック

香川県と高松市では「あなたとペットの災害対策ハンドブック」を作成してペットの災害対策についての普及啓発に努めています。

このハンドブックは、飼い主さんに向けて、平常時の災害対策から、災害発生時における避難所等での動物との避難生活について分かりやすく紹介しています。

#### 香川県のホームページ

(<http://www.pref.kagawa.jp/eisei/doubutsuaigo/saigaihandbookfull.pdf>)にも公開していますので、避難所の設置者や責任者の方にも参考にいただければと思います。



**あなたとペットの災害対策ハンドブック**  
日ごろの準備と心構え

**動物の飼養についてのお問合わせ・ご相談は**

- 香川県東讃保健福祉事務所 TEL 0879-29-8272
- 香川県中讃保健福祉事務所 TEL 0877-24-9964
- 香川県西讃保健福祉事務所 TEL 0875-25-4383
- 香川県小豆総合事務所 TEL 0879-62-1374
- 香川県健康福祉部生活衛生課 TEL 087-832-3179
- 高松市にお住まいの方は 高松市保健所生活衛生課まで TEL 087-839-2865

01 災害が起きたときはどうなるの？  
▶ペットとの同行避難

03 何が必要なの？  
▶所有者明示 ▶ペットの健康管理 ▶しつけ ▶飼育場所の安全確認  
▶ペットに必要な物資の備え

11 ペットは避難所でどうすればいいの？

15 家族防災会議 ～ペットは家族の一員～

15 地域(ご近所)のちから ～ペットは地域の一員～

17 ペットを含めた災害対策 ～人と動物が安心できる「今」をつくる～

香川県 高松市

平成24年3月作成

この冊子には、香川県動物愛護センター、香川県動物愛護センター、香川県動物愛護センター、香川県動物愛護センターが協力しています。

R100

VERIFIABLE

香川県 ペットの災害対策

検索

### (3) 参考様式・参考例

#### <参考様式1：避難所同行ペット届出票>

(飼い主記入欄：太枠の中を記入してください。)

飼い主の情報	氏名				
	住所		電話		
動物の情報	動物の種類		品種		
	動物の名前		性別	オス ・ メス	
	特徴 (毛色等)		体格		
	疾病の有無	有 ・ 無	疾病名		
	ワクチン接種	・ 接種 (ワクチン名： ) ・ 未接種 ・ 不明			
	不妊去勢措置	実施 ・ 未実施			
	犬の場合	狂犬病予防注射		鑑札番号	注射済票番号
		接種済み ・ 未接種			
マイクロチップ	有 ・ 無	個体識別番号			
特記事項					

受付窓口記入欄

避難所名		整理番号	
入所年月日		退所年月日	

<参考様式2：避難所ペット飼育状況一覧>

避難所ペット飼育状況一覧

番号	入所日	退所日	飼育者 (住戸等)	動物種	ペットの 名前	性別	体格	毛色	その他
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

<参考様式3：避難所ペット管理等当番表覧>

〇〇避難所ペット飼養管理等当番表

年 月

係 日	給水係	清掃係	保健係	連絡係	係	係
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

## ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです

〇〇町で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが出来る避難所は次のとおりです。

日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住 所	電 話
〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇
××避難所	×××××	××××-××××
△△避難所	△△△△△	△△△△-△△△△
□□避難所	□□□□□	□□□□-□□□□
▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲-▲▲▲▲
■ ■ 避難所	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■

※ トラヤライオンなどの危険な動物は受け入れられません。

これらの避難所でも、ペットと生活するためには、**飼い主さん自身で十分な準備をさせていただく必要があります。**

ペットケージやリード、ペットフードやトイレ用品の準備をお願いします。

また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についてもよろしく願います。

基本的な飼育管理ルールは、裏面にあります。

## 避難所でのペット飼育の基本的ルール

1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。  
原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことは出来ません。また、ペット飼育場所以外の飼育管理は行わないでください。

2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。  
通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。

- ① ペットのエサやり
- ② ペットの散歩
- ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など



3 トラブルの発生防止に努めてください。  
ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。

また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。

**あなたのペットが、避難所の癒しの存在となれるように、**

**ご協力をお願いします。**





## 〇〇避難所の皆さまへ

〇〇避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

飼育場所の地図

ペットもストレスにより不安を感じています。

飼い主さん以外の方がむやみに近づかないようにしてください。



〇〇避難所でのペット飼育についての代表者は次の人です。

飼育代表者：〇〇 〇〇

### 〇 飼い主の方へ

避難所は、共同生活の場です。周りの人の迷惑にならないように、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。

### 〇 飼い主以外の方へ

ペットも災害を生き延びた命です。飼い主さんが責任をもって世話していますので、あたたかい目で見守ってあげましょう。



### 〇 ペットに関する相談

ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難所責任者にお知らせください。

飼育代表者：〇〇 〇〇

避難所責任者：△△ △△

<参考例3：ペット飼育場所掲示物の例>

## ペットの飼い主の皆様へ！

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆様は、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① 避難所設置責任者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは指定された場所で、ケージ(檻)などの中に入れるか、同じく指定された場所で、リードなどにつないで飼ってください。
- ③ 飼育場所や施設は、飼い主さん自らが常に清潔にし、必要に応じて消毒を行なってください。
- ④ ペットを体育館や校舎等の避難所居住スペースへ入れないでください。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスや興奮から、普段考えられない行動をすることがありますので、逃げ出したりしないように十分注意しましょう。
- ⑥ ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努めてください。
- ⑦ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行なってください。
- ⑧ エサを与えた後はその都度きれいに片付けて、衛生害虫などが発生しないようにしましょう。
- ⑨ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑩ 運動やブラッシングは、必ず屋外の決められた場所で行なってください。
- ⑪ 他の避難者などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者まで連絡してください。

〇〇災害対策本部

〇〇避難所設置者

〇〇〇〇〇〇〇〇



---

## ペットの受け入れのための避難所運営ガイドライン

香川県健康福祉部生活衛生課

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3179

発行 平成26年12月

---